

本工事は複数年度にまたがる債務負担行為に係る契約です。

なお、本工事の請負契約締結には下記の条件が付されますのでご注意願います。

債務負担行為に係る契約の特則

各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）とこの支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）は、予定価格をもとに例示すると次のとおりです。

支払限度額	令和 6 年度	（予定価格の約 35%相当額）	円
	令和 7 年度	（予定価格の約 65%相当額）	円
出来高予定額	令和 6 年度	（予定価格の約 35%相当額）	円
	令和 7 年度	（予定価格の約 65%相当額）	円

※上記は例示ですので、実際の契約締結において、出来高予定額は入札結果（落札価格）に対応した金額となります。

※発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、支払限度額と出来高予定額を変更することができることとする。

前払金について

前払金は必ず契約締結後にお知らせする令和 6 年度予算の上限額まで請求してください。

※但し、前払金は請負代金額の 10 分の 4 以内の請求とする。（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

※令和 7 年度に前払金の残金を請求することも可能ですが、その場合は前払金保証契約の変更手続きが必要となります。

契約締結に関する事項

（１）本工事は、各務原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決が必要である。

したがって、議会の議決が得られないときは請負契約を締結しない。

（２）本契約を締結するまでの間において、落札者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、当該請負契約を締結しない場合がある。

①各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 9 月 30 日決裁）に基づく資格停止の措置の対象となった場合。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産の申立てがなされた場合。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合であっても、更生計画の許可が決定、又は再生計画の許可の決定が確定し、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている場合は、当該申立てがなされていないものとみなす。

（３）本工事が議会の議決が得られなかった場合、あるいは（２）により本工事の請負契約をし

なかった場合、または、本市が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、本市は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとする。